

○取消処分者講習実施要領の制定について(通達)

(平成 15 年 1 月 10 日岡運教第 10 号警察本部長例規)

**改正** 平成 17 年 5 月岡運教第 84 号 平成 18 年 3 月岡務第 68 号  
平成 19 年 8 月岡運免第 238 号 平成 24 年 3 月岡運免第 137 号  
平成 25 年 3 月岡運免第 217 号 平成 26 年 5 月 29 日岡運免第 207 号  
平成 29 年 3 月 8 日岡運免第 100 号 令和元年 6 月 28 日岡務第 522 号  
令和 3 年 3 月 24 日岡務第 255 号

各部長

首席監察官

各所属長

取消処分者講習に関する規程(平成 2 年岡山県公安委員会規程第 4 号)の一部改正に伴い、別添のとおり取消処分者講習実施要領を制定し、平成 15 年 4 月 1 日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、取消処分者講習実施要領の制定について(通達)(平成 12 年 3 月 17 日岡運教第 30 号例規)は、廃止する。

別添

取消処分者講習実施要領

第 1 目的

この要領は、取消処分者講習に関する規程(平成 2 年岡山県公安委員会規程第 4 号第 4 条第 2 項の規定に基づき、取消処分者講習の方法及び実施に必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 講習指導員及び運転適性指導員

1 講習指導員の要件

警察本部長が実施する取消処分者講習においては、警察職員の中から次の要件に該当する者を講習指導員として必要数確保するとともに、運転適性検査、技能診断等の業務に必要な補助者についても確保すること。

- (1) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けていること。
- (2) 取消処分者講習に使用する自動車等を運転することができる免許(仮免許を除く。)を現に受けていること。
- (3) 運転適性検査等の実務経験が豊富であること。
- (4) 人格、識見ともに優れていること。
- (5) 飲酒取消講習を実施する場合において、飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目(別表第 3 及び別表第 4)で示した、アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション①、ブリーフ・インターベンション②及びディスカ

ッションの各講習科目を行う指導員については、アルコール依存症の専門医により、それぞれの教養を受けていること。

## 2 運転適性指導員の要件

(1) 指定講習機関が実施する講習においては、指定講習機関に関する規則(平成2年 国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。)第5条各号の要件に該当する運転適性指導員を必要数確保させるものとし、これ以外の者を運転適性指導に従事させないこと。

(2) 飲酒取消講習を実施する場合においては、「飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目」(別表第3及び別表第4)に定める、アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション①、ブリーフ・インターベンション②及びディスカッションの各講習科目を行う指導員に、アルコール依存症の専門医により、それぞれの教養を受けさせること。

## 3 講習指導員等の資質の向上

(1) 講習指導員及び運転適性指導員(以下「講習指導員等」という。)については、別に定めるところによる実務実習を実施するほか、教養及び研修会を随時開催し、知識、指導能力等の向上に努めること。

(2) 研修会等の開催に当たっては、心理学等に関する専門家、学識経験者等を招致する等その内容の充実に努めること。

## 4 講習指導員等の服装

講習指導員等の服装は、活動に便利なもので、かつ、講習指導員等としてふさわしいものを着用するよう求めること。

## 第3 講習施設

所要の受講者を収容できる必要な教材を備えた教室等を整備し、講習の実施に必要な施設を確保すること。

なお、取消処分者講習を行う施設、教室等については、取消処分者講習を最も効果的に行うことができるように専用のものを整備するよう努めること。

## 第4 講習用教材

道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)第38条第2項第3号の規定に基づき、講習用教材を次のように整備すること。

### 1 教本及び視聴覚教材等

(1) 取消処分者講習で使用する教本は、別添第3の内容について正確にまとめられたものを使用すること。また、岡山県の交通実態に関する内容の資料並びに危険予測、事件事例等に関する視聴覚教材等を必要数整備するとともに、筆記による検査のために所要の運転適性検査用紙を必要数整備すること。

(2) 飲酒取消講習においては、アルコールチェッカー(アルコール検知器)、アルコールスクリーニングテスト用紙、ブリーフ・インターベンション用ワークブック及びディカッション資料を必要数整備すること。

## 2 自動車等

(1) コース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査に基づく指導(以下「実車による指導」という。)が実施できるよう自動車及び原動機付自転車(以下「原付」という。)を必要数整備すること。

(2) 大型自動車、中型自動車及び準中型自動車については、補助ブレーキ等の装置を装備したもの、普通自動車については、マニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとすること。

また、大型二輪自動車及び普通自動二輪車についてはマニュアル式及びオートマチック式のもの、原付については原則としてスクータータイプのものとする。

## 3 運転シミュレーター

運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査に基づく指導(以下「運転シミュレーター操作による指導」という。)が実施できるよう、四輪車用、自動二輪車用及び原付用の運転シミュレーターを必要数整備すること。

## 4 運転適性検査器材

運転適性検査器材を用いた検査に基づく指導(以下「器材使用による指導」という。)が実施できるよう動体視力検査器、夜間視力検査器並びに運転において必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材を必要数整備すること。

## 5 実車による指導に必要な器材等

実車による指導に必要な無線信号灯等の器材を整備するよう努めること。

## 6 予算措置

取消処分者講習に使用する施設、教材、器材等の整備に必要な予算措置について、特段の配慮をするとともに、指定講習機関に対しても施設等の充実に努めるよう指導すること。

## 第5 講習実施上の留意事項

### 1 受講申請の受理等

#### (1) 受講日時指定等

取消処分者講習に関する受講相談、受講資格の確認、受講の日時及び場所の指定等の手続は、運転免許課長が行うものとする。

なお、受講日時及び場所の指定に当たっては、受講対象者本人であること及び受講資格の有無の確認を確実にを行うとともに、受講者の利便性を考慮し、免許の取消処分を行う際に制度の説明と併せて電話等の予約による受講を教示し、円滑な指定に努めること。

#### (2) 受講申請の受理

運転免許課長は、指定講習機関から受講希望者からの受講申請の申出があった旨の報告を受けたときは、日時及び場所の指定を行った後に申請を受理させること。

(3) 受講申請書類等

受講申請書のほか、写真 2 枚の提出を求めること。

2 講習時間及び実施期間

(1) 講習時間は 13 時間(府令第 38 条第 2 項第 5 号)とし、飲酒取消講習以外の取消処分者講習(以下「一般の講習」という。)は、13 時間を連続 2 日間で行うものとする。ただし、やむを得ず連続で実施することができない場合には、近接した日に第 2 日目を指定すること。

(2) 飲酒取消講習は、13 時間を 2 日間で行い、第 2 日目については、第 1 日目を起算日として 30 日を経過した日以降に実施すること。ただし、やむを得ずこれにより難しい場合には、第 1 日目を起算日として 30 日を経過する日に近接した日に第 2 日目を指定すること。

3 学級編成

(1) 学級編成の基本

1 学級の編成は、1 グループ 3 人を単位として計 9 人の編成を基準とする。

(2) 講習指導員等の配置

1 グループにつき講習指導員等 1 人を配置するとともに、1 学級につき補助者を 1 人充てることを原則とする。

なお、指定講習機関にあっては、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 108 条の 5 第 1 項の規定により、運転適性指導には運転適性指導員以外の者を従事させることはできないことから、補助者についても運転適性指導員を充てること。

(3) 講習学級の細分化

受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、四輪車及び二輪車の学級編成を行い、講習対象者の区分は、原則として、受講者が得ようとしている免許の種類に応じて行うものとするが、当該種類に係る運転技量が著しく未熟な場合等、講習の効果が十分期待できないと認められる場合は、この限りでない。

4 運転適性指導

運転適性指導は、筆記による検査、口頭による検査、運転適性検査器材を用いた検査、自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査に基づき行うものとする。

(1) 筆記又は口頭による検査に基づく指導

筆記による検査は、「科警研編 73C」又はこれと同等以上の運転適性診断資料を使用して実施し、これに基づきカウンセリング等の指導を行い、終了後に受講者本人に交付すること。

(2) 器材使用による指導

器材使用による指導は、その結果を記載した診断票に基づいて安全運転の心構えを指導すること。

(3) 実車による指導、運転シミュレーター操作による指導

ア 実車による指導場所の設定

現に仮免許を保有する受講者に対し、四輪車により運転技能診断をする場合、講習効果の観点から、原則として道路において行うこととし、その際には、講習用車両に「講習中」である旨を表示する標識及び法第 87 条第 3 項に規定する「仮免許練習中」の標識を見やすい位置に掲示すること。

その他の受講者に対する技能診断については、コースにおいて行うこと。

技能診断を実施する場所及び内容(以下「講習路」という。)については、四輪車学級については四輪車の講習路設定の基準及び運転技能診断の着眼点(別添第 1)、二輪車学級については二輪車運転技能診断課題設定の基準(別添第 2)に基づき、設定すること。

イ 使用車両

受講者が受けようとする免許の種類に対応する自動車又は原付を使用すること。ただし、対応する自動車がない場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める自動車を使用すること。

(ア) 大型免許を受けようとする者 中型自動車、準中型自動車又は普通自動車

(イ) 中型免許又は大型特殊免許を受けようとする者 準中型自動車又は普通自動車

(ウ) 準中型免許を受けようとする者 普通自動車

(エ) 大型自動二輪免許を受けようとする者 普通自動二輪車

なお、身体障害者が自己保有の改造した講習車両の持込みを希望する場合は、これを認めることとするが、講習手数料の減免措置は行われなことをあらかじめ教示しておくこと。

ウ 運転技能診断

運転技能診断は運転技能診断票(様式第 1 号)を使用して行い、終了後に当該診断票を受講者本人に交付すること。

エ 運転シミュレーター操作による指導

(ア) 実車による指導のみでは指導が困難な交通事故、その他危険な場面等について運転シミュレーターの操作により疑似体験させ、受講者の運転行動の危険性等を診断して指導を行うこと。

(イ) 使用する運転シミュレーターは、受講者が取得しようとしている免許の種類に応じ、四輪車用、自動二輪車用及び原付用とする。ただし、原付免許を取

得しようとする者に対しては、自動二輪車用で代替することができるものとする。

## 5 講習指導

一般の講習については「取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表第1及び別表第2）に、飲酒取消講習については「飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表第3及び別表第4）に準拠し、13時間の範囲において講習指導を実施すること。

なお、降雪等の悪天候等の事情により予定していた講習科目の実施が困難な場合は、現場の状況により講習科目等を適宜変更しても差し支えない。

## 6 講習終了証明書の交付

- (1) 講習を終了した者に対しては、取消処分者講習終了証明書に受講申請時に受理した写真1枚を貼付して交付し、副本にも同様に写真を貼付して保管すること。
- (2) 指定講習機関が講習終了証明書を交付したときは、その写しを送付させること。

## 7 講習終了証明書の再交付

- (1) 講習を終了した者が講習終了証明書を亡失、滅失又は毀損したことにより、再交付を求めた場合は、再交付申請書により申請を受理した上で、保管している副本の写しを交付することとする。
- (2) 指定講習機関が講習終了証明書を再交付したときは、その旨を報告させること。
- (3) 講習受講後、住所地を他の公安委員会の管轄する地域に移動した者が講習終了証明書の再交付を申請する場合には、現住所地を管轄する公安委員会を経由して、講習を実施した公安委員会又は指定講習機関に申請するよう求めること。

## 第6 指定講習機関に対する指導上の留意事項

### 1 指定講習機関に対する指導及び監督

運転免許課長は、関連規定に基づき、随時必要な命令、報告又は資料の提出要求、講習の立会検査等を実施する等講習が適正かつ確実に行われるよう特段の配慮をすること。

### 2 初心運転者講習との区分の明確化

指定講習機関の指定は、講習の種類を特定して行うので、法第108条の6に規定する講習業務規程（以下「講習業務規程」という。）の申請又は変更、規則第11条に規定する講習結果報告書の提出等の各種手続については、初心運転者講習に係る手続とは明確に区分して行うよう指導すること。

### 3 講習業務規程の変更等に係る指導

- (1) 指定講習機関は、取消処分者講習の時間、休日、場所、実施方法等の講習業務規程を定め、公安委員会の認可を受けなければならないが、これらの事項に変更が生じた場合についても認可が必要であるので、確実に変更の認可申請をするよう指導すること。

(2) 指定講習機関の取消処分者講習の休廃止については、公安委員会の許可が必要となるので、休廃止を行おうとするときは、特別な事情がない限り、十分な時間的余裕をもって申請するよう指導すること。

#### 4 保秘の徹底

指定講習機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者には秘密保持義務が課せられており、また、講習の業務に従事する指定講習機関の役員及び職員は、いわゆる「みなす公務員」とされている。したがって、指定講習機関としての事務とその他の事務との分掌を明確に区分して、適正な業務管理に努めさせるとともに、受講者に関する情報はもとより、取消処分者講習に係る各種情報に対する保秘を徹底するよう指導すること。

#### 5 講習実施に伴う連絡等

取消処分者講習の適正かつ確実な実施及び講習水準の維持及び向上を図るため、指定講習機関と密接な連絡をとるとともに、指定講習機関が取消処分者講習を実施する上で必要と認められる範囲の情報提供等を行うこと。

#### 6 実施結果の報告

指定講習機関が取消処分者講習を実施したときは、取消処分者講習結果報告書(様式第2号)により、講習終了当日に報告させること。

#### 7 講習受講済の登録等

運転免許課長は、取消処分者講習を実施し、又は指定講習機関から6の報告を受けたときは、速やかに講習終了者についての登録、整理等を行うこと。

### 第7 その他

#### 1 講習効果の測定

取消処分者講習の効果測定するため、受講者の受講後における交通違反及び交通事故の発生状況を追跡調査し、資料化とその活用を努めること。

#### 2 各種事故の防止

(1) 運転免許課長は、講習中の各種事故防止に万全を期すため、講習指導員等に特段の配慮をさせるとともに、特に二輪車による技能診断に際しては、受講者にヘルメット、プロテクター、手袋等を確実に着用させること。

また、二輪車による講習においては、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対応できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

(2) 運転免許課長は、講習に係る事故に備え、対人等の保険に加入するとともに、指定講習機関において取消処分者講習に関して発生した各種事故については、速やかに報告させること。

別表第 1

取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目「四輪車用」

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の整備	備考
第 1 日	運転適性検査	開講 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、運転適性検査を実施する。自分の力を出し切るよう指導する。	60分	全員	1 人	運転適性検査用紙	受講者 9 人以内 受講者全員に対し 補助者 1 人 1 グループ 3 人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	(1) 講習目的及び方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。	60分	グループ(3人)別	受講者 3 人につき、 担当者 1 人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者 1 人 補助者は、運転適性検査を採点し、運転適性診断結果を作成する。
	性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。 運転適性診断結果に結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	1 人	視聴覚教材	補助者 1 人 「運転適性検査による安全運転のポイント」等を活用す

							る。
	運転適性診断結果による指導・助言	<p>運転適性診断結果を受講者に渡し、それを見ながら運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にあることを、それとなく気付かせるように仕向ける。</p>	<p>自らの運転の仕方を反省する必要があることを気付かせ、弱点が車の動きに表れないようにするためにはどうしたらよいかを考えさせる。</p> <p>そして、できるだけ処分事由となった事故又は違反と運転適性診断結果とを結び付けて考えるように示唆する。</p> <p>最後に、安全運転実行のためのコツを助言する。</p>	120分	個別的指導		
	運転技能の診断	<p>(1) 診断のねらい及び心構え</p> <p>(2) 道路又はコースでの技能診断</p> <p>(3) チェックリストによる長所及び短所の説明</p> <p>(4) 運転適性診断結果と照合した運転特徴の説明</p>	<p>運転時の危険な癖を指摘し、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせる。その技術を助言する。</p>	120分	グループ(3人)別	<p>受講者3人につき、担当者1人</p>	<p>普通乗用自動車</p> <p>受講後取得しようとする免許に対応する自動車によって行う。仮運転免許を有する者…道路 仮運転免許のない者…コース 受講者全員に対し 補助者1人</p>
第2日	危険予知運転の解説	<p>運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。</p>	<p>運転席からの死角に対する気配りの必要性を強調して、突発的な事態の変化を想定しながら、慎重に運転する必要性を知らせる。</p>	60分	全員	1人	<p>視聴覚教材</p> <p>補助者1人</p>
	道路又はコースでの技能診断	<p>運転技能の診断と同じ3人のメンバーで同じ講習路を走る。走行前の助言は、次のとおり。</p>	<p>車の動きが昨日と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘</p>	150分	グループ(3	<p>受講者3人につき、担当者1人</p>	<p>受講者全員に対し 補助者1人 「路上又</p>

	<p>(1) できるだけ広い範囲を見ること。</p> <p>(2) 駐停車車両の陰、小交差道路等からの飛び出しに警戒を強めること。</p> <p>(3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。</p>	<p>する。場合によっては、同じ講習路をもう1度走らせる。</p> <p>受講者の運転について、1人ずつ昨日の運転と比較してどこが改善されているかを講評する。</p> <p>なお、この際アンケートをとり、他のメンバーの運転に関する感想を記載させるようにすれば、この訓練の効用の度合いを把握できることになる。</p>	人別		は場内訓練の要領」等を活用する。
安全運転実行のための指導・助言	<p>(1) 運転適性診断結果及び運転技能診断票から何が危険かを示唆する。</p> <p>(2) 道路又はコースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。</p> <p>(3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。</p> <p>(4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。</p>	<p>運転適性診断結果及び運転技能診断票を見せながら指導する。</p> <p>自らの長所及び短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。</p> <p>事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。</p> <p>飲酒ゴーグルを活用して、飲酒による視覚機能の変化を疑似体験させる。</p>	90分 個別的指導		「性格適性に応じた技能教習指導要領」等を活用する。
講習から得られるものは何か。	<p>何が得られたかを中心議題として、受講者の心に残るもの及び講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。</p>	<p>質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。</p> <p>(1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日、訓練のつもりで運転</p>	60分 全員	1人	補助者1人

			<p>する。</p> <p>(2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。</p> <p>(3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。</p> <p>(4) 先急ぎの気持ち、わがままさ及び横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができない。</p> <p>受講者の心に残ったもの及び受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。</p> <p>嫌々ながら受講しているうちに、何か気付き、受講してよかったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。</p>					
--	--	--	---	--	--	--	--	--

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別表第 2

取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目「二輪車用」

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の整備	備考
第 1 日	運転適性検査	開講 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、運転適性検査を実施する。自分の力を出し切るよう指導する。	60分	全員	1 人	運転適性検査用紙	受講者 9 人以内 受講者全員に対し補助者 1 人 1 グループ 3 人 補助者は、運転適性検査を補助する。

導入	(1) 講習目的及び方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人  担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者1人 補助者は、運転適性検査を採点し、運転適性診断結果を作成する。
運転技能の診断 (1-1)	(1) 診断のねらい及び心構え (2) コースでの技能診断 (3) チェックリストの作成	① 日常点検・取り回し ② 慣熟走行 ③ 目標制動 ④ コーナリング ⑤ スラローム ⑥ 8の字旋回 ⑦ 緊急制動 ⑧ 緊急回避  コースにおいて示した課題を行わせることにより、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させる。 その者の特性を把握し、運転技能診断票を作成する。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人  大型自動車二輪車普通自動車原動機付自転車 車両は、受講者1名に1台 補助者1人 課題は、1)及び2)のほか3)～8)のうち数課題を指定して実施する。 担当者の診断方法は、定置式とする。 慣熟走行は補助者の先導で集団走行させ、最初の2周は極低速で走行し状況を見ながら順次速度を上げる。
性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。 把握した運転適性・運転技能診断結果に結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	1人  視聴覚教材 補助者1人 「運転適性検査による安全運転のポイント」等を活用する。
運転技能の診断	(1) コースでの技能診断 (2) チェックリ	前回の運転技能診断と同じ課題により再び行わせ、改善されていない点	60分	グループ	受講者3人  大型自

	(1-2)	ストによる長所及び短所の説明 (3) 運転適性診断結果と照合した運転特徴の説明	や運転時の危険な癖を指摘して、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせる。 その技術を助言する。		プ (3 人) 別	つき、 担当者 1人	動 二輪車 普通自 動二輪 車原動 機付自 転車	置式とする。 慣熟走行は 集団走行さ せ、補助者 が先導する。 「性格適性 に応じた技 能教習指導 要領」等を 活用する。
	運転適性・運転技能診断結果による指導・助言	運転適性診断結果及び運転技能診断票に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かせるように仕向ける。	運転技能診断の体験をもとに、二輪車の動きが運転者や速度によってどう違うか、これまでの思い込みとの相違点を話させ、気付かせる。互いの運転の違いを比較させ、処分事由となった事故、違反と運転適性検査結果を結び付けて考えるよう示唆し、どうすることが大事かを考えさせる。 第2日の受講を考え、押しつける指導ではなく、希望を持たせる配慮が必要。	12 0分	個 別 的 指 導			
第2日	運転技能診断(2)	課題実施前の助言は次のとおりである。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路等からの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速	はじめに、運転技能診断(1-1)と同じ慣熟走行を実施し、昨日の運転技能診断による指導が生かされているかを確認チェックする。車の動きが昨日と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じコースを、もう1度走らせる。 そして、運転技能診断(1-1)と同じ課題を行	15 0分	グ ル ー プ (3 人) 別	受 講 者 3 人 に つ き、 担 当 者 1 人	大 型 自 動 二 輪 車 普 通 自 動 二 輪 車	補 助 者 1 人 「場 内 訓 練 の 要 領」 等 を 活 用 す る。 実 施 方 法 は、 運 転 技 能 診 断 (1- 1) に 同 じ。

	<p>することを考えて運転すること。  (4) 二輪車の特性に応じた走行をすること。</p>	<p>い、受講者の運転について1人ずつ、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させるため、昨日の運転と比較して、どこが改善されているかを講評する。  なお、この際アンケートをとり、他のメンバーの運転に関する感想を記載させるようにすれば、この訓練の度合いを把握できることになる。</p>				原動機付自転車	
危険予知運転の解説	<p>運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。</p>	<p>画像を見て、何が問題かを相互に話し合わせる。二輪及び四輪の運転席からの死角に対する注意並びに突発的な事態の変化を各人の経験に照らし話させ、安全運転の必要性及び対処法を認識させる。</p>	60分	全員	1人	視聴覚教材	
安全運転実行のための指導・助言	<p>(1) 運転適性診断結果及び運転技能診断票から何が危険かを示唆する。  (2) コースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。  (3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。  (4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。</p>	<p>運転適性診断結果及び運転技能診断票を見せながら指導する。  自らの長所及び短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。  事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。  飲酒ゴーグルを活用して、飲酒による視覚機能の変化を疑似体験させる。</p>	90分	個別的指導			「性格適性に応じた技能教習指導要領」等を活用する。
講習から得られるものは何か。	<p>何が得られたかを中心議題として、受講者の心に残るもの及び講習に対する印象の大局を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解</p>	<p>質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。  (1) 運転の改善は、一気にはできるものではない。毎日、訓練のつもりで運</p>	60分	全員	1人		補助者1人

		<p>されていればよい。</p> <p>転する。</p> <p>(2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。</p> <p>(3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。</p> <p>(4) 先急ぎの気持ち、わがままさ及び横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができない。</p> <p>受講者の心に残ったもの及び受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。</p> <p>嫌々ながら受講しているうちに、何かに気づき、受講してよかったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別表第 3

飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目「四輪車用」

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第 1 日	呼気検査 運転適性検査	<p>開講</p> <p>呼気検査</p> <p>運転適性検査</p>	<p>講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、呼気検査及び運転適性検査を実施する。運転適性検査では、自分の力を出し切るよう指導する。</p>	70分	全員	1人	<p>アルコールチェッカー (アルコール検知器) 運転適性検査用紙</p>	<p>受講者 9 人以内 受講者 全員に対し 補助者 1 人 1 グループ 3 人 補助者は、運転適性検査を補助する。</p>
	導入	<p>(1) 講習目的と方法の説明</p> <p>(2) 講師及び受講者の自己紹介</p>	<p>明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向け</p>	40分	グループ (3人)	<p>受講者 3 人につき、 担当者</p>		<p>担当者は、同じグループを引き続き</p>

		る。 受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。		別	1人		担当する。 補助者1人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断書を作成する。
性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。 運転適性検査結果に結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
運転技能の診断	(1) 診断のねらいと心構え (2) 道路又はコースでの技能診断 (3) チェックリストによる長所、短所の説明 (4) 適性診断結果と照合した運転特徴の説明	運転時の危険な癖を指摘し、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせる。その技術を助言する。	90分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人	自動車	受講後取得しようとする免許に対応する自動車によって行う。仮免を有する者…道路仮免のない者……コース 受講者全員に対し補助者1人
適性診断結果による指導・助言	運転適性診断書を受講者に渡し、それを見ながら運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にあることを、それとなく気付かせるように仕向ける。	自らの運転の仕方を反省する必要があることを気付かせ、弱点が車の動きに表れないようにするためにはどうしたらよいかを考えさせる。そして、できるだけ処分事由となった事故、違反と適性検査結果とを結び付けて	60分	個別的指導			

		考えるように示唆する。 最後に、安全運転実行のためのこつを助言する。					
	アルコールスクリーニングテスト	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせる。	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせ、自らのアルコール依存の程度を自覚させる。	10分	全員	1人	AUDIT検査用紙
	グリーンフ・インターベンション①	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)の結果に基づく指導を行う。 ワークブックを記載させる。					
第2日	呼気検査	呼気検査	呼気検査を実施する。	10分	全員	1人	呼気検査機器
	危険予知運転の解説	運転席から見えな部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	運転席からの死角に対する気配りの必要性を強調して、突発的な事態の変化を想定しながら、慎重に運転する必要性を知らせる。	60分	全員	1人	ビデオ及びスライド使用 補助者1人
	道路又はコースでの技能診断	運転技能の診断と同じメンバーで同じ講習路を走る。走行前の助言は、次のとおり。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。	車の動きが第1日目と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じ講習路をもう1度走らせる。 受講者の運転について、1人ずつ第1日目の運転と比較してどこが改善されているかを講評する。 なお、この際アンケートをとり、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の効用の度合いを把握できることになる。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人	自動車
	安全運	(1) 適性・技能診断	適性・技能診断書	60	個別		

転実行のため の指導・助 言	書から何が危険かを 示唆する。 (2) 道路又はコース での訓練結果から改 善されたものと、ま だ今後気を付けるべ き事柄を指摘する。 (3) 危険予知運転の 大切さを改めて気付 かせる。 (4) 社会の中の自 分、ルール、マナー の在り方を理解させ る。	を見せながら指導す る。 自らの長所・短所 を冷静に見つめ、短 所が車の動きとして 表れないように、 刻々と変化する運転 時の自らの心の動き を抑制する必要がある。 事故を起こしたく ない気持ちを、この ように、車の動きと して表現する必要が あることを強調し、 指導する。	分 的指 導			
ブリー フ・イン ター ベンシ ョン②	ワークブック(日 記)の記載内容の確認 及び目標の達成状況 の確認	ブリーフ・インタ ーベンション①で設 定した目標の達成状 況や飲酒量の変化を 確認し、個々人ごと に飲酒行動や運転行 動の改善について指 導する。	60 分 個別 的指 導	受講者 3人につ き、担 当者 1人	ワーク ブック	
ディス カッシ ョン	飲酒運転をテーマ としたディスカッシ ョンを行い、飲酒運 転の危険性・悪質性 を理解させる。	自らの飲酒運転経 験を発表させ、飲酒 運転を行ってしまった 理由や今後、飲酒 運転を行わないため の方策等について議 論させ、飲酒運転に 対する問題意識をも たせるよう、指導す る。	50 分 討議 形式	受講者 6人以上 につき、担 当者 1人	ディス カッシ ョン資 料	補助者 1 人
講習から 得られる ものは何 か	何が得られたかを 中心課題として、受 講者の心に残るも の、講習に対する印 象の大略を把握す る。運転時の意識の 在り方の大切さが理 解されていればよ い。	質疑応答により、 担当者が受講者の発 言を促しながら進め る。進め方の形式に こだわりなく、次の ような結論に導く。 (1) 運転の改善は、 一気にはできないも のではない。毎日を訓練 のつもりです。 (2) 受講内容を時々 思い浮かべながら運 転する。 (3) 状況の変化に	60 分 全員	1人		補助者 1 人

			<p>は、一呼吸早めの減速で応じる。</p> <p>(4) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができない。</p> <p>受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。</p> <p>嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講してよかったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。</p>					
--	--	--	---	--	--	--	--	--

備考1 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

2 アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)とは、WHO(世界保健機関)が開発した、飲酒問題の程度を調べるテストをいう。

3 ブリーフ・インターベンションとは、自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すとともに、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるなどの短時間のカウンセリングをいう。

#### 別表第4

##### 飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目「二輪車用」

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第1日	呼気検査 運転適性検査	開講 呼気検査 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、呼気検査及び運転適性検査を実施する。運転適性検査では、自分の力を出し切るよう指導する。	70分	全員	1人	アルコールチェッカー(アルコール検知器) 運転適性検査用紙	受講者9人以内 受講者全員に対し補助者1人 1グループ3人 補助者は、運転適性検査を補助する。

導入	(1) 講習目的と方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	40分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。補助者1人補助者は、運転適性検査を採点し、診断書を作成する。
性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要のあることを気付かせるような内容のものとする。 把握した診断結果及び運転適性検査結果を結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
運転技能の診断(1)	(1) 診断のねらいと心構え (2) コースでの技能診断 (3) チェックリストの作成	① 日常点検・取り回し ② 慣熟走行 ③ 目標制動 ④ コーナリング ⑤ スラローム ⑥ 8の字旋回 ⑦ 緊急制動 ⑧ 緊急回避 コースにおいて示した課題を行わせることにより、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させる。 その者の特性を把握し、診断票を作成する。	90分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人	大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車	車両は、受講者1名に1台 補助者1人 課題は、①及び②のほか③～⑧のうち数課題を指定して実施する。担当者の診断方法は定置式とする。 慣熟走行は補助者の先導で集団走行させ、最初の2周は極低速で走行し状況を見ながら順次速度を上げる。
適性・技能診断結果による指導・	運転適性診断結果及び技能診断結果に基づき、運転時の危険と直結しやす	技能診断の体験をもとに、二輪車の動きが運転者や速度によってどう違うか、これまでの思い込みとの相違点を話させ、	60分	個別的指導			

	助言	い弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かせるように仕向ける。	気付かせる。互いの運転の違いを比較させ、処分事由となった事故、違反と適性検査結果を結び付けて考えるよう示唆し、どうすることが大事かを考えさせる。 第2日目の受講を考え、押しつける指導ではなく、希望を持たせる配慮が必要。					
	アルコールスクリーニングテスト	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせる。	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせ、自らのアルコールの依存度を自覚させる。	10分	全員	1人	AUDIT検査用紙	
	グリーン・インターベンション①	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)の結果に基づく指導を行う。 ワークブックを記載させる。	自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すよう指導する。 ワークブックの記載方法を説明し、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるとともに、講習期間中の飲酒量の変化や目標の達成状況について記録させる。	90分	個別的指導	受講者3人につき、担当者1人	ワークブック	
第2日	呼気検査	呼気検査	呼気検査を実施する。	10分	全員	1人	呼気検査機器	
	危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる	画像を見て、何が問題かを相互に話し合わせる。二輪、四輪の運転席からの死角に対する注意、突発的な事態の変化を各人の経験に照らし話させ、安全運転の必要性、対処法を認識させる。	60分	全員	1人	視聴覚教材	
	運転技能の診断(2)	課題実施前の助言は次のとおりである。 (1) できるだけ広い範囲を見ること (2) 駐停車車両の陰、小交差道	はじめに、運転技能の診断(1)と同じ慣熟走行を実施し、第1日目の技能診断による指導が生かされているかを確認チェックする。車の動きが昨日と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人		

	<p>路などからの飛び出しに警戒を強めること</p> <p>(3) 歩行者、自転車などに不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること</p> <p>(4) 二輪車の特性に応じた走行をすること</p>	<p>減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じコースを、もう1度走らせる。</p> <p>そして、運転技能の診断(1)と同じ課題を行い、受講者の運転について1人ずつ、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させるため、第1日目の運転と比較して、どこが改善されているかを講評する。</p> <p>なお、この際アンケートをとり、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の度合いを把握できることになる。</p>					
安全 運転 実 行 の 指 導 ・ 助 言	<p>(1) 適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。</p> <p>(2) コースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。</p> <p>(3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。</p> <p>(4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。</p>	<p>適性・技能診断書を見せながら指導する。</p> <p>自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。</p> <p>事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。</p>	60分	個別的指導			
ブリーフ・インターベンション②	ワークブック(日記)の記載内容の確認及び目標達成程度の確認	自らの飲酒運転経験を発表させ、飲酒運転を行ってしまった理由や今後、飲酒運転を行わないための方策等について議論させ、飲酒運転に対する問題意識をもたせるよう、指導する。	50分	討議形式	受講者6人以上につき、担当者1人	ディスカッション資料	補助者1人
ディス	飲酒運転をテ	自らの飲酒運転経験を発	50	討	受講者	ディ	補助者1人

カッション	一マとしたディスカッションを行い、飲酒運転の危険性・悪質性を理解させる。	表させ、飲酒運転を行ってしまった理由や今後、飲酒運転を行わないための方策等について議論させ、飲酒運転に対する問題意識をもたせるよう、指導する。	分	議形式	6人以上につき、担当者1人	スカッション資料	
講習から得られるものは何か	何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	<p>質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。</p> <p>(1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりでする。</p> <p>(2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。</p> <p>(3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。</p> <p>(4) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができないこと。</p> <p>受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。</p> <p>嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講して良かったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。</p>	60分	全員	1人		補助者1人

備考1 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

2 アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)とは、WHO(世界保健機関)が開発した、飲酒問題の程度を調べるテストをいう。

3 ブリーフ・インターベンションとは、自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すとともに、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるなどの短時間のカウンセリングをいう。

#### 別添第1

四輪車の講習路設定の基準及び運転技能診断の着眼点

実施場所別	講習路の形状	診断の着眼点
1 道路 (所要時間 15~20 分) (走行距離 4~5km)	普通免許の技能試験コースに準じたものと し、 (1) 広路	
	(往復2車線の内側) 交通量の少ない所を1箇所入れた方がよい。 (2) 狭路	速度の加減速の状況
	商店街(ない場合は、細街路) 住宅街	飛び出しに対する警戒の仕方
	(3) 歩車道区分有無 (1)、(2)ともできれば両側にあるところ	歩行者及び自転車への応じ方
2 コース (所要時間 10~15 分) (走行距離 2~3km)	(1) 外周、外回り	速度の加減速の状況
	(2) 外周、内回り	交差道路への対応
	(3) クランクS字	ハンドルさばき 減速調整
	(4) 見通しの悪い交差点 直線、右折、左折	飛び出しに対する警戒状況

## 別添第2

### 二輪車運転技能診断課題設定の基準

課題	課題設定の基準	指導のねらい
1 慣熟走行	1) 最初は低速で外周を走行する。 2) 2回目は外周3周を走行後、S、クランク等の屈曲コースに入り、順次速度を上げる。 3) 受講者が走ったとの感を持つまで走行する。	○受講者の技能レベルと問題走行を見極める。

2 目 標 制 動		<p>1) 40km/h で行う。 ただし、原付は 30km/h とする。</p> <p>2) 前輪、後輪、前後輪同時ブレーキの順で行う。</p> <p>3) 目標地点に停止できない場合には、再度繰り返して行う。</p> <p>4) 後輪ブレーキは 13.2m 以下ではロックするので、1 回限りとする。</p> <p>5) ギアは 4 速以上とする。(エンジンプレーキがかからないため)</p> <p>6) 走行順序は、技能の高い受講者からとする。</p>	<p>○理解しているブレーキと実際の違いを自覚させる。</p> <p>○バランス、ブレーキ操作及び乗車姿勢が容易でないことを認識させる。</p>
3 コ ー ナ リ ン グ		<p>1) 一定の速度で旋回させる。</p> <p>2) 指示速度は、10km/h から 2~3km/h ずつあげる。</p> <p>3) 半径 10m 円が設置できない場合は、半径 7m でもよい。</p> <p>4) 受講者が所定の速度に達したなら、警笛を鳴らさせ、他の受講者が半周する時間を計測し、速度に換算の上、記録する。</p> <p>5) 指導員が危険と判断するまでは、受講者に聞きながら速度を上げられるまで上げさせる。</p>	<p>○カーブでの進路保持の難しさを認識させる。</p> <p>○曲率と自分の限界速度を自覚させる。</p>

4 ス ラ ロ ー ム		<p>1)パイロン間隔は、4mと8mの2種類とし、4mから始める。</p> <p>2)走行速度は、低速から順次速度を上げるように指示する。</p> <p>3)他の受講者に通過時間を計測させる。</p>	<p>○パイロンの短いコースでは車を倒さずハンドルで曲がることを体験させる。</p> <p>○わずかな速度超過、操作遅れがパイロンクリアできないことを認識させる。</p>
5 8 の 字 旋 回		<p>1)パイロン間隔4mでは単独走行させ、順次旋回半径を短くさせる。</p> <p>2)パイロン間隔8mでは2台同時に走行させ、4周した後離脱し、次の受講者を進入させる。</p>	<p>○低速度でのコース取りの難しさを認識させる。</p>
6 緊 急 制 動		<p>1)40km/h～50km/hで行う。 ただし、原動機付自転車は30km/h～40km/hとする。</p> <p>2)後輪、前輪、前後輪同時ブレーキの順で行う。</p> <p>3)制動開始地点通過時に制動合図を出す信号灯を準備する。</p> <p>4)ブレーキ操作力を表示する測定器により指導すると効果的である。</p> <p>5)1人乗り制動が終わった時点で2人乗り</p>	<p>○制動の限界を認識させる。</p> <p>○2人乗りブレーキの特性を理解させる。</p>

7 緊急回避		<p>制動を行う。</p> <p>1) 指示速度を必ず守らせる。</p> <p>2) まず、全員に合図と同時に緊急制動を行わせ、他の受講者に停止距離を測定させて記録させる。</p> <p>3) 3種類の合図を定めてランダムに合図を出させ、停止、右旋回、左旋回を行わせ、その距離を測定、記録させる。</p> <p>最初は、「あて感」で方向を間違えても続けさせるが、途中で全員を集め実際の交通場面で間違えることが何を意味するかを問い、注意を促した後、再開する。</p> <p>4) 車両の進行状況を明確にするため、残跡装置を車両に装備すると指導に説得力が出る。</p>	<p>○認知及び判断を要求される操作は、単純操作に比べて時間がかかることを体験させ、安全運転の本質を理解させる。</p>
-----------	--	--	--